

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：北総農業経営支援事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 齊藤 照夫
- (3) 所在地：千葉県八街市榎戸888番地

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第37条第1項第4号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対し適切な指導を行わなかったことから、認定計画に従って実習監理を行っていないと認められ、技能実習法第37条第1項第4号(技能実習法第39条第1項)に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：国際里麗協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 中野尾 晃
- (3) 所在地：熊本県玉名市大倉1551-1

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和8年2月25日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者が技能実習法令に違反する行為を行っていた疑いを把握していたにもかかわらず、直ちに監査を適切に行っていないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社アイケーホーム
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 カラギョルソネル
  - (3) 所在地：愛知県一宮市千秋町町屋字蕪池11番地2
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）  
令和7年1月31日認定「認2406039122」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
実習実施者である株式会社アイケーホームは、技能実習法第10条第12号で定める法人であって、その役員の中に技能実習法第10条第9号に該当する者がある者に該当することから、技能実習法第16条第1項第3号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社乾建設
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 乾 勝好
  - (3) 所在地：兵庫県神戸市中央区元町通5丁目8番19号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和5年1月4日認定「認2208023147」「認2208023148」「認2208023149」  
令和6年2月9日認定「認2308040262」「認2308040263」  
令和7年6月13日認定「認2408044395」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社NK架設
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 西尾 憲貴
  - (3) 所在地：徳島県三好郡東みよし町足代562番地2
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）
  - 令和5年7月5日認定「認2310001708」「認2310001709」
  - 同月20日認定「認2310001318」「認2310001319」
  - 令和6年5月27日認定「認2410000397」「認2410000398」
  - 同年6月19日認定「認2410000913」「認2410000914」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：城戸 孝行
  - (2) 代表者氏名：城戸 孝行
  - (3) 所在地：福岡県筑後市大字熊野1015番地2
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）  
令和6年1月26日認定「認2312013675」  
同年4月23日認定「認2312021036」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社希望園
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 内藤 勝美
  - (3) 所在地：茨城県稲敷市下太田598番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和2年2月27日認定「認1903007919」  
令和3年11月11日認定「認2103004649」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社小林リネンサービス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小林 行夫
- (3) 所在地：山梨県笛吹市石和町山崎136番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16件）

令和6年5月27日認定 「認2404006877」「認2404006878」「認2404006879」  
「認2404006880」「認2404006881」「認2404006882」  
同年11月1日認定 「認2404037398」「認2404037399」「認2404037400」  
「認2404037401」  
令和7年3月21日認定 「認2404085133」「認2404085134」「認2404085135」  
「認2404085136」「認2404085137」「認2404085138」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反（昭和26年政令第319号）により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第2号及び第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：津川金属株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 劉 涛
- (3) 所在地：大阪府和泉市唐国町4丁目16-10

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（25件）

令和元年5月31日認定「認1908006107」「認1908006108」「認1908006109」  
同年8月20日認定「認1908005550」「認1908005551」「認1908005552」  
同年12月23日認定「認1908025070」「認1908025071」「認1908025072」  
令和2年10月19日認定「認2008019332」  
令和3年2月12日認定「認2008028936」「認2008028937」「認2008028938」  
同年6月23日認定「認2108003329」  
同年11月1日認定「認2108005765」  
同月12日認定「認2108005766」「認2108005767」「認2108005768」  
「認2108005769」  
令和4年6月7日認定「認2208003309」「認2208003310」「認2208003311」  
「認2208003312」「認2208003313」  
同年8月17日認定「認2208009378」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構に対し、不正に技能実習法第8条第1項の認定を受ける目的で虚偽の技能実習計画認定申請書を行なったこと及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）、第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：七ツ島産業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 池田 茂則
- (3) 所在地：佐賀県伊万里市黒川町塩屋5番地29

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

- 令和5年3月8日認定「認2212014079」「認2212014080」  
同年5月2日認定「認2212017868」「認2212017869」  
同年9月26日認定「認2312010593」「認2312010594」  
令和6年3月14日認定「認2312019860」「認2312019861」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社双葉製作所
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 中島 誠一郎
  - (3) 所在地：東京都台東区上野6丁目16番17号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和3年10月1日認定「認2104020021」「認2104020022」「認2104020023」  
令和6年3月5日認定「認2304081295」「認2304081296」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：毛利 剛
  - (2) 代表者氏名：毛利 剛
  - (3) 所在地：埼玉県富士見市羽沢3丁目4番28号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）  
令和5年3月1日認定「認2204057845」「認2204058316」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年2月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。